

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
関税法第58条、関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	石油精製作業(常圧蒸留及び減圧蒸留)の各段階における留出品について、適正な課税を確保するため、原料原油及び各留出品の数量管理を実施値により行っている。	b		<p>について</p> <p>1. 石油精製保稅作業における数量管理を行うため、保稅作業が終了した場合には、当該作業における原料及び留出品(製品)の数量を記載した保稅作業終了届の提出を求めているところであるが、これに併せて、当該届出書に留出品(製品)の価格等についても記載を求めているところである。</p> <p>2. 今般のご要望は、石油精製保稅作業における保稅作業終了届およびこれに関連する書類について、税関が四半期毎に示す鑑定価格に基づく各留出品(製品)価格等の項目を削減することにより手続の簡素化を求めているものであるが、保稅作業における数量管理の観点からは、必ずしも留出品(製品)の価格等を保稅作業終了届に記載する必要はないと考えられることから、保稅作業終了届におけるこれらの項目の記載の不要化等を検討することとし、(平成17年度中に対応予定)</p> <p>について</p> <p>上記 1.と同様に中間工程費についての資料の提出を求めているが、上記 の検討に併せ、不要とすることを検討することとする。</p>		z11001	財務省	石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負担額の算出作業の廃止	5013	5013004			石油連盟	4	A	石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負担額算出作業の廃止	<p>通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。</p> <p>この通達により、常圧蒸留および減圧蒸留装置の各留出品の価格(鑑定価格)に基づき(関稅負担額)の算出作業が定められているが、原料課税廃止後は、この算出作業に関連したデータの収集・算出等の廃止を要望する。</p>	<p>保稅作業終了届およびこれに関連する書類の簡素化。</p> <p>鑑定価格、これに基づく各留出品価格、製品1円あたりの原油量など、留出品の関稅負担額を計算するために必要な項目の削除。</p> <p>個別製油所の鑑定価格を算出する作業の廃止。</p> <p>税関が4半期毎に示す鑑定価格に2次装置の精製費用を加算すること並びにこれに必要な費用(中間工程費)の算出作業の廃止。</p>	<p>平成14年度から4年間の措置として延長された原油関稅は平成18年3月末に撤廃される。これに伴って石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負担額の算出が必要となるため、この作業負担の軽減を図りたい。</p>	関税法第58条 関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	要望番号「1, 2」は原油開稅撤廃後の石油精製保稅作業のあり方についての関連要望
関税法第58条、関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	保稅工場において保稅作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。その届出には保稅作業の種類、期間、当該保稅作業に使用する貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外国貨物の別及び数量並びに当該作業によってできた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。	c	-	<p>保稅作業とは、関稅及び内国消費稅の徵收を留保しつつ、税関長の許可を受けた保稅工場において外国貨物を加工し又はこれを原料として製造をすることである。</p> <p>保稅作業により原油から製造されるナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなどの各留出品の数量については、これらを国内に引き取る際の石油石炭稅、揮發油稅等の適正な課税・徵收を確保する観点から、正確に把握しておく必要がある。</p> <p>このため、保稅作業における各留出品に係る実數量の管理を廃止することはできない。</p>		z11002	財務省	石油精製保稅作業における留出品に関する數量管理作業の簡素化	5013	5013005			石油連盟	5	A	石油精製保稅作業における留出品に関する數量管理作業の簡素化	<p>通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。</p> <p>石油精製保稅作業における留出品に関し、原油開稅が撤廃された後は、各留出品の數量を嚴格に管理している數量管理作業の簡素化を要望する。</p>	<p>ナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなど常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品の実數量管理を廃止する。その代替措置として、保稅作業に供される原油の種類および特徴に応じて各留出品の得率を評価し、これによって留出品の數量を算出する。(常圧蒸留装置の留出品の數量の実測はしない)</p> <p>これらに基づいて、保稅作業で処理された原油と当該原油から生産された石油製品のうち輸出された石油製品の數量を特定する。次に、内貨とした原油數量(原油処理量-輸出石油製品)を算出し、石油石炭稅、輸入消費稅の稅額計算、納稅を行う。</p>	<p>原油開稅が撤廃後は石油石炭稅については常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品によって稅負担額が異なるわけではないので、各留出品の數量を嚴格に管理することが必要となるため、この作業負担の軽減を図りたい。</p>	関税法第58条 関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	<p>要望番号「1, 2」は原油開稅撤廃後の石油精製保稅作業のあり方についての関連要望</p> <p><添付資料> 付屬資料、保稅作業概念図</p>
関税法第7条の8、関税法第9条の二	簡易申告制度の適用を受けようとする輸入者は、関税法第7条の八の規定に基づき貨物の引取りのための担保(引取担保)の提供が必要である。また、納期限延長の適用を受けようとする輸入者は、関税法第9条の二の規定に基づき担保(延納担保)の提供が必要である。なお、引取担保と延納担保は一つの担保物件により提供が可能であるが、この場合、輸入者は各担保の額の總額に相当する額の担保物件を提供し、引取申告に係る担保の提供額を指定する必要がある。	e	-	<p>輸入者は、引取申告にかかる担保(引取担保)と納期限延長に係る担保(延納担保)を一つの担保物件で提供した場合、引取担保の額を設定する必要があるが、提供した担保額の範囲内であれば、引取担保の額を変更することは可能である。</p> <p>ただし、引取担保の額は、最低限、前年における指定貨物にかかる納稅額の1/12に相当する額を設定する必要がある。</p>		z11003	財務省	簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長用の担保の一括併用	5013	5013006			石油連盟	6	A	簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長用の担保の一括併用	<p>簡易申告における引取担保と、納期限延長に係る担保(延納担保)は同一の担保物件での併用が認められるが、引取担保に係る提供額を記載せられるとともに、この提供額は延納担保として使用しないこととされている。これについて、担保の設定金額の範囲内であれば、引取担保と延納担保の別な(一括して併用)が認められることを要望する。</p>	<p>関稅制度や通關手続きの改善、合理化、迅速化が期待される中で平成13年に簡易申告制度が実施された。今回の措置により、担保負担の軽減と管理作業の負担軽減が図られる。</p>	関税法第7条の8第1項 関税基本通達9の6-6		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
関税法第7条の2、第7条の5、第7条の6、第7条の9、第67条、第67条の2	(輸入申告・許可について) 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、数量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該輸入申告は、原則として貨物を保税地域に入れた後にするものとされている。 (簡易申告制度について) コンプライアンス等の確保を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた者は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物の引取りを行うことができる。	c	-	1. 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、数量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該申告は、関税の適正な賦課・徴収を確保することのほか、税関による社会悪物品等の水際阻止を確保するため、原則として貨物を保税地域に入れた後にするものとされている。 2. 他方、簡易申告制度は、コンプライアンス等の確保を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた者について、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物の引取りを可能とする制度であり、当該引取申告の際には、輸入申告書の記載項目のうち、税額や税率等の項目については記載を不要とし、税関の審査は省略されている。 3. 但し、簡易申告制度が適用される貨物であっても、海外から輸入される貨物は、輸入者のほか海外の製造者、輸出事業者、運送事業者、港湾事業者等が係っており、その貨物管理は輸入者よりも外国の事業者に依存する面が大きいと考えられることから、社会悪物品等の不正輸入等に係る簡易なチェックは、一般の輸入貨物と同様にを行うことが必要である。 このため、簡易申告制度が適用される貨物の引取申告においても、当該貨物を保税地域に入れた後にを行う必要がある。		z11004	財務省	(輸入)簡易申告制度実施における保税蔵置場搬入の省略化	5020	5020010			社団法人 日本自動車工業会	10	A	(輸入)簡易申告制度実施における保税蔵置場搬入の省略化	(輸入)簡易申告制度適用を受けた企業の貨物については、保税地域を経由することなく(通関(申告許可))を可能とする。 (簡易申告制度適用輸入者は、過去に関税法及びその他の法律の違反歴が無く、また輸入貨物にかかる帳簿の備え付け・保存等が適正であることについての信認を得た者であり、将来に於いてもコンプライアンス(法令遵守)の確保が期待されるものである)	【現状】 簡易申告制度の適用企業になるためには、税関長の承認が必要。 簡易申告制度を利用すると、納税のための審査・検査が基本的に省略され、納税申告を後日まとめて行うことが可能となる。 但し、簡易申告制度適用企業の貨物であっても、輸入通関をするためには、コンテナ全量を保税蔵置場に搬入しなければならない。 <流れ> 保税蔵置場へコンテナ搬入 通関 引取申告 デバン(コンテナから貨物の取り出し) 内容確認 納税申告	部品、リターナブルラックの輸入通関をするためには、コンテナ全量を保税蔵置場に搬入しなければならない。このため、コンテナ走行距離の増加(CO2の増加)及びコンテナの積み下ろしが1回多く必要となり、エネルギーとリソースの無駄が発生する。	関税法7条の二	・当重点要望項目
会計法第29条の3 予算決算及び会計令第99条、第102条の4 普通財産取扱規則第30条第5項 財政法第9条第1項 国有財産特別措置法第3条	国が契約を締結する場合においては、一般競争入札によることを原則としているが、予決令で定める「公共用、公用又は公益事業の用に供するための必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ売却し、貸し付け又は信託するとき、等に準じて、随意契約ができること」とされている。 ただし、国において利用する予定のない未利用国有地等は、現下の厳しい財政事情に鑑み、早期に処分して税外収入の確保に寄与することとしている。	c	-	未利用国有地等については、現下の厳しい財政事情に鑑み、積極的な売却処分により税外収入の確保を図っており、今後は、政府資産・債務改革の基本的な方針に基づいて一層の売却促進に努めることとしている。したがって、定期借家権の設定は、早期処分の障害となるため行う考えはない。 なお、NPOが行う社会貢献活動が、会計法令に基づいて「公共用、公用又は公益事業の用に供するため」に該当するものであるかを財務大臣(国庫大臣)に協議し、認められれば、随意契約による時価売却が可能である。		z11005	財務省	遊休国有施設等のNPO(民間非営利活動団体)への貸付	5023	5023001			宮城県	1	B	遊休国有施設等のNPO(民間非営利活動団体)への貸付	組織統合整理等により使わなくなった国有施設等を社会貢献活動を行うNPOに比較的に安価に貸付(定期借家契約)を行うことにより、公益サービスの増進を図ること。	使わなくなった国有施設の借受を希望するNPOを公募し、その施設の利用計画にかかる企画コンペを行った上で貸し付ける団体を決定し、国とNPO間で定期借家賃貸借契約を締結する。なお、賃貸料はNPO活動を支援するため、通常の価格よりも安価に設定する必要がある。	組織の整理統合等合理化を進める過程で、使用しなくなった国有施設も相当数に上るものと考えられる。その多くは、取り壊された上で民間企業等への売却が行われるものと考えられる。 一方、新たな「公益の担い手」として期待されているNPOは、財政基盤が脆弱なところが多く、活動場所を安く確保したいというニーズは高い。使用しなくなった国有施設を安価にNPOに賃借できれば、NPO支援をより効果的・効率的に行うことが可能となる。 当県では、県有の遊休施設をNPOに賃し付ける事業を既に実施しているが、平成17年度の現地説明会には延べ30団体の申し込みがあった。	国有財産法	・県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業の要点
通関業法第27条 税理士法第12条	通関士試験は各税関長が、税理士試験については国税審議会が実施している。	e	-	財務省は、独立行政法人並びに政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致しません。		z11006	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致しません。	5026	5026001		(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致しません。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効果・効果的な運用が大幅に改善できると見られます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を希望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」については、本年8月10日公布され、緊急調整地域の指定に関して、平成16免許年度に緊急調整地域に指定されていた地域について、その指定の有効期間を平成18年8月31日まで1年間延長すること等とされた。	-	-	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(及び一部改正法)」(平成15年法律第34号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。		z11007	財務省	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の再延長防止	5050	5050001			(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	A	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の再延長防止	コンビニエンスストアに対し指定地域の消費者からの要望が強く、不備な状況おかれているため、同措置法の延長(平成18年8月31日まで)における期限を遵守していただきたい。	地域消費者の利便性の向上 コンビニエンスストア等新規出店がしやすくなり、地域の活性化に繋がる。	全国小売販売免許地域3,383地域のうち同法によって1,274地域(37.7%)が指定(平成15年9月より3年間指定425地域を含む。)され小売販売免許が付与されず地域消費者の利便性及び小売業の活性化等に逆行している。 酒税法、酒類組合法の一部改正(平成15年9月1日)により酒類小売業者の社会的責任が強化されたが、コンビニエンスストアはそれらを遵守しており、いたずらな既得権の擁護を打破したい。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法及び緊急措置法施行規則	
会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるもの。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の出納については、国の職員である出納官及び出納員(会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。))にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。))にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		z11008	警察庁・財務省	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジット決済の導入の件	5075	5075001			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社 別紙参加カード会社 社名一覧ご参照)	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジット決済の導入の件	交通違反の反則金をクレジットカードで決済することにより、反則者の支払い利便性を高め収納率の向上を図る。	国に対し、クレジットカード会社が、反則者に替わり立替払いを行う。納付書発行時の窓口におけるクレジットカード決済やインターネットによる、クレジットカード決済さらに違反時に即時クレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	【現状の課題】 基礎データの反映まで約10日間を要しており、仮納付の照合作業に支障が出る。 現金納付しか認められていない為、仮納付段階での納付率が向上しない。よってその後の督促や本納付書の交付等事務コストが新たに発生している。 【対応策】 警察庁・都道府県警署間で反則者認定・反則金額等のデータを即時反映させる。その上でクレジットカード納付を導入すれば反則者側と収納者側双方にメリットが生じる。 続きは「その他(突起事項)」欄に記載	道路交通法の反則金 公金債権の立替払いの制限	要望理由の続き【対応策による反則者側のメリット】 インターネット決済により、24時間いつでも支払い可能で、予期しない支払いにたいして、クレジットカード決済(分割払い等)により、家計管理ができる。 【対応策による収納者側のメリット】 新たな収納チャネルの追加により、仮収納率の向上が可能になる。 ・住民生活の利便性向上に寄与。
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー・ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち責任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示渡し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払として行われることとあり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	財務省においては、クレジットカードの利用そのものについて特段の規制はないが、会計機関は、会計法令等の範囲内で適切に処理を行う必要がある。 また、国内において物品購入のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		z11009	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社 別紙参加カード会社 社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	【ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国】米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、プエルトリコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
・国債二開スル法律 第二条ノ二 ・個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年十二月六日財務省令第六十八号)第二条、第五条 ・個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件(平成十五年一月六日財務省告示第五号)	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的」としてあり、保有は個人に限定されている。	c	-	・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的」に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなっており、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。 ・いずれにせよ、個人向け国債は、平成15年3月に導入したばかりであり、また新型個人向け国債の発行を平成18年1月に控えているなど、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。		z11010	財務省	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	5076	5076007				社団法人信託協会	7	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)。 ・個人向け国債を特別障害者扶養信託(特定贈与信託)に係る信託財産で購入することを可能とすることを要望するもの。		・特定贈与信託は、相続税法第19条の4第2項に規定された特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が個人である特別障害者を受益者として金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・当該信託財産による「個人向け国債」の購入が可能となれば、信託財産の運用の選択肢が拡充し、特別障害者の生活の安定を図るといった特定贈与信託の目的に資する。 ・当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえる。さらには「個人向け国債」の商品性に対する国民の理解の深化、定着化に資するといえる。	個人向け国債の発行等に関する省令第2条		
外国為替及び外国貿易法第23条第2項(対外直接投資)、第55条の3第1項第6号(資本取引の報告)	居住者による外国法人発行の証券の取得(発行済株式等の総数に占める所有割合が10%以上の場合)は、対外直接投資に該当し、事後報告等が義務づけられている。	c	-	ご指摘の件については、投資信託を目的とする外国法人発行の証券の取得であっても、投資家の投資目的は判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手帳が煩雑となり、投資家等の負担となる。対外直接投資については、居住者による外国法人への経営支配の実態を把握する観点から、発行済株式等の総数に占める所有割合が10%以上となる外国法人発行の証券の取得を対象とすることが適当である。		z11011	財務省	投資信託及び年金基金等を委託者とする信託契約で外国籍会社型投資を購入する場合における外為法上の外為報告免除	5076	5076011				社団法人信託協会	11	A	投資信託及び年金基金等を委託者とする信託契約で外国籍会社型投資を購入する場合における外為法上の外為報告免除	・外国籍会社型投資に対して、10%以上の比率持分で投資する場合は「対外直接投資」とみなされ、外為報告が必要とされている。 ・日本の投資や年金基金等を委託者とする信託契約(年金信託等)において外国籍会社型投資を購入する場合、それらは明らかに運用目的であることから、当該外為報告の適用除外としていただきたい。		・「対外直接投資」とは、居住者による外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付であって当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものや、外国における工場・事業所等の設置行為を指している。(外為法第23条第2項) ・日本の投資については、投信法第1条において、「投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資家に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保する」と定められており、また、年金基金等を委託者とする信託契約(年金信託等)についても明らかに年金性資金の運用を目的としたものである。 ・外為報告の主旨は、国際資本移動を規制・管理するものと考えられ、上記のような明らかに運用を目的とする場合については、その対象から除外すべきである。	外国為替の取引等の報告に関する省令第10条		
国税通則法第34条第1項	国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭を日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。	c	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。 【参考】 国税は、日本銀行又はその国税の収納を行う税務署の職員が金銭等を収受した時に、その金額の範囲内で消滅する。したがって、利用者がクレジットカード払いの手続きをした日を領収日とすることはできない。		z11012	総務省・財務省	公金のクレジットカード収納の際の領収日について	5096	5096001			株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	A	公金のクレジットカード収納の際の領収日について	公金をクレジットカードで支払った場合の領収日について、第三者であるクレジットカード会社が日銀又は指定金融機関に入金した日ではなく、利用者がクレジットカード払いの手続きをした日とするための措置をお願いしたい。	国又は地方自治体において、納税証明書を発行する場合の領収日やシステム上の領収日データの登録を、利用者がクレジットカード払いの手続きをした日とする。	公金のクレジットカード払いについては、国税通則法第41条や地方税法第20条の6等で規定されている「第三者納付」制度を活用して可能とされているが、現行規定では公金債権が消滅する時点(領収日)は日本銀行又は指定金融機関に第三者が入金した日とされている。クレジットカード払いの場合、利用者が手続きをし、カード会社が日銀又は指定金融機関に入金するまでにタイムラグが生じる為、利用者が手続きをした日を領収日とすることができない。しかしながらクレジットカードの場合、利用者が手続きをした時点で信用照会(オソリゼーション)を行い、承認した売上については国等への支払いを保証するものであることから、現金で納付した場合と同等の効果を持つものであり、利用者の手続き日=領収日として何ら問題は無いものと思われる。(公開「否」の理由欄に続く)		・収納側にとっても、現状「委託先における収納日=領収日」として運用している事務フローに加え、「(利用者)の手続き日+X日)=領収日」とする新たな事務処理を検討する必要があり、領収日のマニュアル入力や住民からの照会対応等、地方自治体等の職員の事務負担が増加する恐れがある。 ・臨戸収納の際、モバイル端末によるクレジットカード収納も可能となり、回収業務効率化に寄与する可能性もあるが、延滞金の計算が当日までではなく、カード会社から日銀等への入金日まで計算し徴収する必要があるため、住民理解が得られない可能性が高く、結果として回収業務効率化に繋がらない。 ・クレジットカード収納の導入は、収納側の業務効率化、住民の利便性向上に寄与するものであり、結果として政府が標榜する「小さな政府」構想実現に寄与するものと確信している。については、行政サイドにおいてクレジットカード収納がスムーズに導入される為、現行制度上で認めていただくか、現行制度上では不可能な場合は必要な法令上の措置をお願いするものである。	国税通則法、地方税法、地方自治法等	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
		e	-	ご要望のような、我が国に在留する外国人に対して規定した所得税関連法令は存在しない。		z11013	警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省	海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	5109	5109006			(社)関西経済連合会	6	A	海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	我が国の工場等に導入された設備・装置の確認を行う技術者等、実質的に就労を目的として上陸する長期出張者向けに、現行の短期滞在査証及び資格の最長期間である90日を超過し、180日程度の在留を可能とする査証(有効期間内は複数回の出入国が可能な数次査証)や、資格を整備して頂きたい。また、その際に我が国の関係官署にて必要とされる手続や、許可にかかる手続・時間等については、「技術」など、1年または3年の在留を認める資格との比較において軽減される形で諸法令を整備して頂きたい。		我が国に拠点を有さない企業に所属する外国人が出張ベースで上陸するに当たっては、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の資格取得は申請から許可に至る手続に無用の手間と時間を要することから回避し、「短期滞在」資格での出入国を繰り返すケースがあると考えられる。双方の資格の狭間を埋める意味で180日程度の在留・就労が可能な査証・資格を新たに整備することが、送し側と受け側の何れにとっても便益に違い、長期出張者の我が国における法的地位の安定を図ることにもつながると期待される。	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定) ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・第3次出入国管理基本計画 ・諸外国との租税条約 ・所得税法 ・労働基準法 ・国民健康保険法 ・国民年金法	
たばこ事業法第1条	たばこ事業法は、財政収入の安定的確保を通じ国民経済の健全な発展に資するため、国内産業たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する所定の調整(原料薬たばこのJT全量買上、JTの製造独占、小売定価制等)を行うことを定めている。	e	-	たばこ事業法は、財政収入の安定的確保を通じ国民経済の健全な発展に資するため、国内産業たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する所定の調整(原料薬たばこのJT全量買上、JTの製造独占、小売定価制等)を行うことを定めている。		z11014	財務省	たばこ事業法第1条の「健全な発展」の条項を削除し見直しする措置	5110	5110007			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	7	A	たばこ事業法第1条の「健全な発展」の条項を削除し見直しする措置	本法の第一条(目的)「この法律は、我が国にわけて産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」は、改廃すべきである。	この条項は、国の根幹である国民の健康福祉の増進をはかるわが国の方向と相容れないので、改廃する時期である。	本法の第一条(目的)2箇所の「健全な発展」は、タバコの製造・販売の優先を唱う文言であり、たばこ規制枠組条約が2005年2月27日にわが国でも発効し、また喫煙及び受動喫煙の健康への悪影響が明らかにされ、国民経済にも損失をもたらしている。国の根幹である国民の健康福祉の増進をはかるわが国の方向と相容れないので、この条項を改廃・見直しすべきである。	たばこ事業法第1条	
たばこ事業法第40条	はり札、看板及び建物その他の工作物等(電車及び自動車の車両等を含む。)に掲出され又は表示されるたばこ広告については、たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わないこととしている。	c	-	WHOたばこ規制枠組条約においては、第13条第2項に「締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。」とあり、また同条第3項に「自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。」と定めている。 財務省においては、近年のたばこ健康をめぐる国民の意識の高まりやWHOたばこ規制枠組条約の内容などを踏まえ、未成年者喫煙防止等の観点から、平成16年3月、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」の見直しを行った。当該見直しにあたっては、財政制度等審議会の意見を踏まえ、規制を強化することとしたが、憲法で保障されている表現の自由や営業の自由の観点から、広告の全面的な禁止を求めるとまでは問題があると考えられることから、たばこの販売場所及び喫煙所におけるたばこ広告については規制の対象としなかったところであり、今日においてもこうした場所について規制の対象とするものではないと考える。		z11015	財務省	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止・自粛する措置	5110	5110008			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	8	A	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止・自粛する措置	現在公共性の高い場所や屋外広告看板でのタバコ広告は禁止され、また日本たばこ協会でも自粛している。しかし、例えば駅の喫煙所やタバコ販売場所(店)及び自販機でのタバコ広告は除外されている。これらの場所は公共性が高いので、除外すべきでなく、タバコ広告は一律に禁止し、あるいは財務大臣として自粛を勧告すべきである。	公共性の高い、駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告は、広告効果が高く、未成年者喫煙対策からも、広告は控えることが、国民の健康増進上効果的である。	国際的に有害性が明らかにされているタバコ広告は、公共性の高い場所では、例外なく禁止とし、また自粛するよう勧告が必要である。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
たばこ事業法第39条 たばこ事業法施行規則第36条	1. たばこ製品の注意文言については、直接喫煙による病気(肺がん、心筋梗塞、脳卒中、肺気腫)に関する4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計2つをローテーションにより表示。 2. 上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとし、表示場所については、たばこ包装の主要な面の面積の30%以上を占め、かつ、枠で囲むなど他の部分と明瞭に区分しなければならない。 3. マイルド、ライト、ロータール等の用語を表示するたばこは、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす悪影響が他のたばこと比べ小さいと誤解することのないよう、たばこ包装に消費者の注意を促す文言を表示することを義務付け。	c	-	たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告(注意文言)については、WHOたばこ規制枠組条約第11条において、「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に付することとされており、我が国においても、平成15年11月にたばこ事業法施行規則を改正し、同条約の規定に対応したところ。 財務省としては、条約が規定する「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に注意文言が大きく明瞭に表示されていれば、たばこの使用者に警告内容は十分伝わると考えており、現時点において、銘柄見本にまで注意文言を入れる必要はないものとする。		z11016	内閣府・財務省	自販機の販売タバコ見本に健康注意表示の入ったものの使用を義務づける措置	5110	5110009			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	9	A	自販機の販売タバコ見本に健康注意表示の入ったものの使用を義務づける措置	自販機の販売タバコ銘柄見本には、注意(警告)表示入っていないパッケージもどきを並べていて、購入者は手にして始めて注意表示を見ることがなるが、羊頭狗肉的販売と言わざるを得ない。注意表示はローテーションで替わるとはいえ、銘柄見本にも注意表示の入ったものの使用を義務づけるべきである。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報を正しく表示して販売せず方法として、現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し、注意表示を義務づければリスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることがなるが、正しい注意表示はローテーションで替わるとはいえ、銘柄見本にも注意表示の入ったものの使用を義務づけ、リスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条 商品表示義務に関する法令(消費者基本法)	10関連
たばこ事業法第39条 たばこ事業法施行規則第36条	1. たばこ製品の注意文言については、直接喫煙による病気(肺がん、心筋梗塞、脳卒中、肺気腫)に関する4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計2つをローテーションにより表示。 2. 上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとし、表示場所については、たばこ包装の主要な面の面積の30%以上を占め、かつ、枠で囲むなど他の部分と明瞭に区分しなければならない。 3. マイルド、ライト、ロータール等の用語を表示するたばこは、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす悪影響が他のたばこと比べ小さいと誤解することのないよう、たばこ包装に消費者の注意を促す文言を表示することを義務付け。	c	-	たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告(注意文言)については、WHOたばこ規制枠組条約第11条において、「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に付することとされており、我が国においても、平成15年11月にたばこ事業法施行規則を改正し、同条約の規定に対応したところ。 財務省としては、条約が規定する「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に注意文言が大きく明瞭に表示されていれば、たばこの使用者に警告内容は十分伝わると考えており、現時点において、自販機に注意文言表記を必要はないものとする。		z11017	財務省	自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面に健康注意表示を義務づける措置	5110	5110010			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	10	A	自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面に健康注意表示を義務づける措置	タバコ購入者(消費者)にタバコ商品の健康影響を正しく伝えるために、自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面(可能な場合)に健康注意表示を義務づける。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報を正しく表示して販売せず方法として、現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し、注意表示を義務づければリスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることがならないよう、正しい注意表示を前もって示す方法として有効であり、リスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	9関連
たばこ事業法第22条	たばこ小売販売業の許可を受けた者が、許可を受けた営業所においてインターネットによる販売を行うことまでは、規制していない。	c	-	未成年者の喫煙防止に関しては、インターネットによる販売方法に限らず、各事業者において必要な措置を講ずるよう求めているところであり、たばこ事業法上、問題のある事業者に対しては、必要な指導・処分を行っていることとしている。		z11018	警察庁・財務省	タバコのインターネット販売の禁止	5110	5110011			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	11	A	タバコのインターネット販売の禁止	現在インターネットでタバコが販売され、購入できるが、購入者の年齢確認ができないので、禁止すべきである。	未成年者喫煙禁止法の年齢確認を規定する第四条が空洞化する可能性があるため、歯止めが必要である。	2008年にICカード式自動販売機が導入されると、ニコチン依存の未成年者がネットで買うようになる可能性があるため、年齢確認のできないネット販売の禁止措置が今のうちから必要である。	たばこ事業法、未成年者喫煙禁止法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
日本たばこ産業株式会社法第2条	政府は、JT成立時に政府に無償譲渡されたJT株式総数の2分の1以上かつJT発行済株式総数の3分の1超の株式の保有が義務付けられている。	-	-	1.「たばこ事業法においては、国産葉たばこについて、価格、品質上の問題から、これをたばこ企業の自由な調達に委ねた場合には、その使用量が極端に減少し、国内のたばこ耕作者に壊滅的な打撃を与えるおそれがあることから、こうした国産葉たばこ問題が解決されるまでの間は、JTに国内たばこの製造独占を認めるとともに、国産葉たばこの全量買取契約を規定している。」(平成13年12月、財政制度等審議会「日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方に関する中間報告」) 2. JTの民営化を更に進める方策としては、「国産葉たばこ問題が解決されることが完全民営化の前提条件であるが、現段階では、この問題について解決の目処を立てることが困難な状況にあることから、現実的な対応として段階的に民営化を進めていくことが適当である。」(同中間報告) 3. なお、以上を踏まえ、平成14年5月のJT法改正により、JTの民営化を段階的に進める観点から政府の株式保有比率の割合の引下げ等を行ったところであるが、完全民営化については、上記中間報告にあるように、国産葉たばこ問題が解決されることが前提条件であり、今日においては、完全民営化を図ることは適当ではないと考える。		z11019	財務省	JTの株式を国は全株を放出するよう、JT法を改正し、完全民営化する	5110	5110012				特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	12	A	JTの株式を国は全株を放出するよう、JT法を改正し、完全民営化する	JTの株を国は当分の間2分の1を持つべきことがJT法で定められているが、たばこ規制枠組条約が発効し、タバコの健康有害性が医学的にも明らかになっているので、早期にJT法の改正を行い、国は全株を放出し、JTの完全民営化を急ぐことが、今後の国のタバコ規制対策上不可欠である。	JT法の改正を行い、国は全株を放出し、JTの完全民営化を急ぐことが、国民の健康と福祉から必要である。	国がJT株式を全部手放すことにより、しがらみなく、たばこ規制枠組条約に沿ってタバコ規制対策を進めることが期待される。	日本たばこ株式会社法	
国家公務員法第103条、人事院規則14-4	財務省においては、制度を所管していない。	c	-	財務省では、職員の再就職については、国家公務員法等に則り、適切に対応している。		z11020	全省庁	行政機関の退職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	14	A	行政機関の退職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えばJTやたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		
酒税法第10条第11号、第11条第1項、酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条第1項関係	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	b		通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日・JT戦略本部決定)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		z11021	財務省	通信販売酒類小売業免許の規制緩和	5111	5111001			NPO法人いっふいっふ地域エコセンター	1	A	通信販売酒類小売業免許の規制緩和	現行の通信販売酒類小売業免許の要件は、前会計年度の酒類の酒類ごと(又は品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KL未満である酒類製造業者が製造・販売する酒類とあるが、撤廃する(または「課税移出数量が、すべて3000KL未満にする。」と変更することを要望する。	地方にある酒蔵の酒を、インターネットにて全国に販売することが可能になる。これにともない、地域経済の活性化に繋がり、また、国の政策でもあるIT推進にもなる。また、酒販業者の免許取得率向上に繋がり、酒類ネット販売についての理解も深まる。	通信販売酒類小売業免許の要件があるため、現在法律上ではインターネットでの酒類販売が、制限があまりにも厳しすぎるため、非常に困難である。(現実にそぐわない。酒類の酒類ごと(又は品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KL未満である酒類製造業者の品目しか販売できないという規制があるため。)通信販売酒類小売業免許の規制を現実に合わせて緩和し、通信販売酒類小売業免許を取得するメリットを示さなければ、有名無実の免許となりうる。	通信販売酒類小売業免許の要件		

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
関税暫定措置法第7条の5	-	f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象となり得ない。	-	z11022	財務省・農林水産省	牛肉のセーフガード発動	5112	5112002			オーストラリア	2	A	牛肉のセーフガード発動	日本の国会は、毎年、ある範囲の物品に対する関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を決定している。これに関連しているのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えたと関税が譲許税率に自動的に戻るという条件を付していることである。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントという発動レベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に税率を引き上げる権利を持っている。もしこの発動レベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され、「スタックバック」される。その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで維持される。 牛肉「スタックバック」条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果の中に(付属書として)含まれた。この条項は全ての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。この条項は、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるといふ合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産業を輸入急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の国会は、毎年、ある範囲の物品に対する関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を決定している。これに関連しているのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えたと関税が譲許税率に自動的に戻るという条件を付していることである。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントという発動レベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に税率を引き上げる権利を持っている。もしこの発動レベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され、「スタックバック」される。その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで維持される。 牛肉「スタックバック」条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果の中に(付属書として)含まれた。この条項は全ての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。この条項は、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるといふ合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産業を輸入急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の牛肉の群にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年第1四半期にかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費需要による需要の回復に伴って回復傾向を示した。この結果、輸入が117パーセントの発動レベルを超えた。これにより、2003年3月1日に牛肉の輸入に対してセーフガードが発動された。2003年3月1日までにセーフガードが発動された。 2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済局)が発表した調査によると、牛肉スタックバックの発動は日本産牛肉の輸入量に比べて約100万トン分の差を生じた。調査によると、2002年10月までの10ヶ月間の平均輸入量は約100万トンであったと推察された。日本の消費需要はスタックバックの発動後も増加したが、これらの数字は日本の消費需要の減少を示している。2003年末にはカナダと米国でBSEが発見された。2003年10月1日にBSEが発見された。2004年を通じて牛肉の輸入量は再び大幅に落ち込んだ。米国産及びカナダ産牛肉の輸入が減少した結果、2004年度のセーフガードの発動レベルが自動的に引き上げられることとなった。もし、米国産及びカナダ産牛肉の輸入が2005年中盤には2004年を上回る程度になると、2006年度の1-4月期に「スタックバック」関税が発動される可能性がある。オーストラリアの牛肉産量は、米国・カナダ産牛肉の輸入禁止により、日本の牛肉産量に匹敵しかねない水準に落ち込んだ。オーストラリアは、高級肉の牛肉を日本の消費者に供給できるように、日本政府の具体的な要求に十分に対応できると見込まれている。オーストラリア産肉も、その他の輸入牛肉に対して予想される自動的なスタックバックの関税の発動は、価格の上昇を招き、消費者が支払う価格に影響を及ぼすことになる。そのような異常な状況の下でスタックバック発動のための法律を施行することには、価格の上昇と消費者の負担増大が懸念される。したがって、スタックバック条項は輸入の急増から守るためのものであり、国産やカナダ産牛肉の輸入肉による輸入急増は、市場の混乱を招かず輸入急増が市場の安定に寄与することを示すだけでよい。		
予算執行職員等の責任に関する法律	予算執行職員等の責任に関する法律では、国の予算執行職員等の責任を規定している。	e	-	予算執行職員等の責任に関する法律は、国の予算執行職員等について弁償責任等の責任を規定しているものであり、独禁法に合わせた改正を行うものではない。	-	z11023	公正取引委員会・財務省	入札選考制度(関係法令強化)	5112	5112018	1		オーストラリア	18	A	入札選考制度(関係法令強化)	3. 入札談合等関与行為防止法や予算執行職員等の責任に関する法律や地方自治法を含む他の関係法令を独占禁止法に合わせた強化すべきである。	日本の政府調達に基いて発注される。政府調達に一般競争入札制度や指名競争入札制度のどちらで行われていても、価格に基づいて調達が行われる。政府調達の入札評価手続の一部として、物品やサービス提供者の技術経歴や物品やサービスの質を独立的に評価することは一般的に行われていない。日本では、入札の落札者が必ずしも一番品質の良い提供者ではなく、価格に対して最も価値のある提供者ではない。公共事業の質を高め、より優れた入札業者が公共事業に参加できるようにするために、価格と質の両面に基づいて競争的な選考方式を促進すべきである。この様な手続きは外国企業に対し透明で開かれたものであるべきである。			
会計法第29条の十二	電気、ガス等の給付等の長期間に渡って給付が継続することが明らかであり、かつ、支出額もその使用量に依存するため国庫債務負担行為をとることが困難な経費に限って、国会の議決を経ることなく(債務負担を行うことを認めているもの。	d	-	「行政効率化推進計画(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度リース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度リース契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとされ、改定後の「行政効率化推進計画(平成17年6月30日)においても同様に位置づけられている。さらに、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、(平成17年8月11日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとされている。以上のとおり、平成18年度予算においても国庫債務負担行為の要する拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところであり、これを踏まえて各省各庁の責任において予算要求が行われ、適切に予算編成が行われるものと考えている。 なお、長期継続契約として債務負担を行った場合であっても、長期継続契約のみによって支出を行うことはできず、あらかじめ国会の議決を経た歳出予算による必要がある。	-	z11024	財務省	国のリース契約の取扱いについて	5118	5118001			社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強めている。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a及びb	(措置演)	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。		z11025	警察庁・総務省・財務省・国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	5118	5118003			3	3	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること、	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができ、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	
	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済、	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		z11026	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			6	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
国家公務員法、人事院規則、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程	財務省においては、制度を所管していない。	d		国家公務員の勤務については、関係法令により詳細に基準、運営方針等が定められており、また、定期的に、各種研修並びに会議の場等において、職員への周知・徹底を図っているところである。		z11027	全庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			3	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごと実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事発見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応というところになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グローバル化番号	要望主体名	要望事項番号(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
		-	-	本要望については、手続を簡素化する等の仕組み作りの検討を要望しているものであり、当省においては回答できない		z11028	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続には公的認証なしで簡易に手続ができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続に伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続が非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。			現在利用が進まないオンライン手続に幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続への見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続の普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコースも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
		-	-	本要望については、モデル事業の活用を推進ということであり、当省においては回答できない。		z11029	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化したの計画立案と事後評価を確実に実行して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。		z11030	法務省・財務省	商業登記・不動産登記の申請手続	5121	5121008			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	8	A	商業登記・不動産登記の申請手続	商業登記・不動産登記のオンライン化普及促進のためには、登記利用者への登録免許料軽減や既に一部実施いただいている手数料へのインセンティブ拡充についても検討いただきたい。					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
所得税法120条3項、所得税法施行令262条等	青色申告決算書や勘定科目内訳書など本人が作成する添付書類については、e-Taxでは、申告データとともに送信が可能であるが、利用者以外が作成した添付書類については、別途送付等となっている。	b	(又は)	添付書類の取扱いについては、IT政策パッケージ2005(平成17年2月24日・IT戦略本部決定)、及び電子政府構築計画(平成15年7月17日・各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、手続ごとに添付書類のオンライン化等を検討し、2005年度末までに対応方針を定めることとしている。 なお、所得税法などでは、申告手続に際し、第三者が作成した証明書類の添付等が必要となっているが、これは申告の適正性を担保する観点から法令上添付等を求めているものであり、ご指摘のような「規制」ではないと考えている。		z11031	財務省	国税庁e-Tax 添付書類の取扱い見直し	5121	5121009			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	9	A	国税庁e-Tax 添付書類の取扱い見直し	国税庁e-Taxの活用促進に際して添付書類の別途郵送は最も大きな活用促進の妨げの一つである。添付書類の廃止あるいはスキャナ読み取りでの受付を認めて欲しい。現在のe-Taxでは青色申告決算書や勘定科目内訳などの利用者が自ら作成する添付書類で様式の指定されているものについてはe-Taxソフト等で作成できるので、基本的には、申告データとともに送信が可能であるが、医療費の領収書など利用者以外で作成する証明書類等の添付書類については、別途、送付等による提出が必要となってくる。添付書類の送付、持参等現在の方法では電子申告・電子納税の一貫した流れを展望するなかでは負担感が大きくスキャナ読み取りでの受付、顧問税理士の確認後の保管による対応等をご検討いただきたい。現在のままでは実質的な規制ともいえるような状況になってしまっており電子申告段階で利用がストップしてしまうケースもあり電子納税までの一貫した活用の阻害要因となっている。電子成果物を幅広く申告に活用することにより、一層効率的な電子政府の推進をお願いしたい、またそれに伴う法整備についても並行して検討頂きたい。	(「具体的要望内容続き」) 「モデル事業」であるe-Taxの活用促進については受付時間(送信可能時間)の延長や確定申告時期には日曜の受付も行う等の利用可能時間の拡充も行ってあり、明確化された目標値の18年度・電子申告130万件活用のためにも添付書類の郵送、持参の見直しは早期に実現して欲しい。		所得税法第120条・法人税法122条他	
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。		z11032	財務省	法人税法改正	5127	5127003			(株)東京リーガルマインド	3	A	法人税法改正	法人税は全ての法人に対して原則課税とし、公益性にかかわる非課税は事業ごとに判断するよう法人税法の規定の改正を提案する。 具体的には、 法人税法による公共法人・公益法人等に対する免税規定の削除 全ての法人に対する企業会計原則の適用の2点を実施されたい。	原則課税、事業毎非課税検討制度の導入	公共法人・公益法人等を非収益性や公共性・公益性を根拠に原則非課税とする現行制度には合理性がない。公共法人や公益法人等についても、日本銀行や日本郵政公社と同様に課税対象とすることが望ましい。 そして、企業会計原則に基づく収益有無の判断によって、事業ごとに課税とするか非課税とするかを国税庁が審査するようにはどうか。	法人税法第4条第1項 法人税法第4条第3項 法人税法別表第1 法人税法別表第2	添付資料:「法人原則課税にかかる提案書」
酒税法第3条第14号、第44条第1項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第44条第1項関係の1	「もろみ」とは、酒類の原料となる物品を発酵させる手段を講じたもので主発酵が終わる前のものをいう。これを製造場から移出しようとするときは、所轄税務署長の承認を受けなければならないが、酒税の検査取扱いの観点からこれを承認していない。	c		提案では、酒税法上「もろみ」に該当するものを酒類とするよう、酒類の定義の見直しを求めているが、酒類の定義は課税上の要請から設けられているものであることから、その見直しは規制改革には馴染まない。		z11033	財務省	「もろみ」の販売の条件緩和	5136	5136001			(社)日本ユービジネス協議会連合会	1	A	「もろみ」の販売の条件緩和	現在、もろみの販売は酒税法で「タンクの枝分け」として、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目化を要望する。	現在、もろみの販売は酒税法で「タンクの枝分け」として、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目化を要望する。	低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。	酒税法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。 平成17年7月から中古自動車輸出時には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関に当該提示された証明書等の原本と写像との対照確認を実施しており、これを改め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水取取りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更を含む、中古自動車輸出に係る審査・検査を業務通関に一本化し、厳格に運用しているところである。 貨物をコンテナに詰められた後に輸出申請許可を受け取る輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に関税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に反していない者(コンテナ扱い)を認めないこととする。コンテナを開梱することなく検査できるコンテナ(貨物大型)・検査装置等による検査を実施するなど、輸出申請時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に関する道路運送車両法の協力を受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査に必要と認め事項の確認及び照対を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 但し、輸出者が貨物をコンテナに積み込む前に第3者証明機関を利用するの否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に、コンテナに詰められた第3者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けようとする者は、税関に申告し許可を受けようとする者には適用できない。 いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。	z11034	警察庁・財務省・国土交通省	自動車盗難対策の強化	5141	5141018	(社)日本損害保険協会	18	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約100億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される。	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3(申告)								
税理士法第52条	現状においては、労働者派遣法に明記された適用除外業務以外に、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」において、解釈上労働者派遣が認められないものとして、「公認会計士や弁護士等の業務は、資格者個人がそれぞれの業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とはならない、旨が明記されている。	c		1. 労働者派遣事業者が税理士の労働者派遣業務を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を派遣し派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うこととなる。税理士法第52条に抵触することとなる。特に、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に税理士法人と同等の機能を果たし得ることとなるが、このことは、社会を税理士のみに開いている税理士法人制度を損傷し、同制度の意義を没却するおそれがある。 2. 税理士法第52条が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な要件を設けており、その趣旨の趣意をなす行為の必要最低限に照らすべきものとされる。税理士に関する専門職としての能力・倫理的担保を認めるための試験の合格が認められた税理士業務を行うことが、税理士業務の信頼の維持に必要である。試験の合格の適正な実施を確保するために必要とされるため、このように同制度の趣意は、現在おのずから、妥当性を有するものである。同条の規制対象範囲を拡大することは期待できない。 3. 税理士の派遣については、構造改革特別区域推進本部において、平成17年10月1日付けで政府の対応方針として「税理士法第52条及び同条第1項に抵触する業務に限り、高度な高度税理士の活用を認め、その活用が当該業務が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣される場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認めることについて検討を行い、平成17年度中に結論を得ることとしている。	z11035	金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・厚生労働省・経済産業省	士業者派遣の解禁	5144	5144001	(社)日本経済団体連合会	1	A	士業者派遣の解禁	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。	企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期限定的に弁護士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しよう。各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁護士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条	弁理士、外国法務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とされていない。 弁理士及び公認会計士に関しては全国規模で2005年度に措置がなされることであるが、対象範囲は非独占業務に限定されている。				
		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。	z11036	財務省・厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却	5144	5144027	(社)日本経済団体連合会	27	A	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、一括償却を含めた弾力的な措置を可能とすべきである。	企業年金における年金財政の健全化及び受給権保護の推進、企業会計における年金債務の開示の必要性等の観点から、年金積立金を早期に充実にすることが必要不可欠である。このため、厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じて、一括償却等の一層の弾力的な償却を可能とすべきである。過去勤務債務償却に関する事業主掛金の税法上の取扱については、企業の恣意的な時期での一括償却を想定しているものではない。税務当局とも相談し、柔軟な対応を検討すべきである。	「厚生年金基金の財政運営について、(平成8年6月27日年発第3321号)確定給付企業年金法施行規則第46条 法人税法施行令附則第16条	企業年金制度における過去勤務債務の償却については、厚生年金基金及び確定給付企業年金では最短で3年間、適格退職年金では最大で過去勤務債務の額の50%までの償却しか行うことができない。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
酒税法第10条第11号、第11条第1項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条第1項関係	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	b		通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、e-Japan重点計画・2004、(平成16年6月15日)「戦略本部決定」を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		z11037	財務省	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	5144	5144030			(社)日本経済団体連合会	30	A	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。	(要望理由) 「構造改革特区の第7次提案、及び「地域再生(非予算)の第3次提案」の再検討要請に対する各府省庁からの回答について、(平成17年8月5日 内閣官房 構造改革特区推進室)において財務省は、「通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大等について、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である」と回答しているが、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を撤廃すべきである。 (右欄へ続く)	酒税法第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(平成11年6月25日)第11条第1項関係3(3)(ト)A	(左欄より続く) 近年、インターネット通信販売の市場規模は急激に拡大している。品目制限を撤廃することで、消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。 なお、本要望は前回の集中受付月間で特区要望として扱われた。しかし、「通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として酒類の通信販売を行う場合に限定して付与されるものであり、特区要望として扱うのは適当ではないため、全国規模の要望として扱うべきである。	酒税法第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(平成11年6月25日)第11条第1項関係3(3)(ト)A	(左欄より続く) (1)清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば梅酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100K未満の銘柄のもの。 (2)清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100K(未満)ただし、しょうちゅうど類は、200K)の銘柄のもの。 ? 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税移出数量が100K未満(ただし、しょうちゅうど類については、200K)の銘柄のもの。
酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条第1項関係	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500ml以下の容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日・閣議決定)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		z11038	財務省	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	5144	5144031			(社)日本経済団体連合会	31	A	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	大型店舗酒類小売業免許に関する清酒の制限を廃止すべきである。	「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省庁からの再回答について(平成17年8月12日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において財務省は、「緊急措置法の改正の趣旨や施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である」と回答しているが、大型店舗におけるワンストップショッピングの充実など、消費者利便向上の観点から、過度な参入規制は早期に見直すべきであり、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を廃止すべきである。	酒税法第9条、第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(平成11年6月25日)第10条第11号関係4	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。		
国有財産法第18条 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合は取扱基準について」(昭和33年蔵管第1号)	庁舎等の行政財産は、国が行政目的を達成するために所有するものであることから、原則として、私権の設定は認められておらず、その民間利用は、行政上の「用途又は目的を妨げない限度」で、使用許可(行政処分)によってあり、要望内容のとおり、安定的・長期的な利用、特定の営利活動を主たる目的とする利用は認められていないのが現状である。	b		・本年11月、財政制度等審議会から、「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」の中間答申が財務大臣に提出された。中間答申には、本要望内容に係る制度改正等の必要性が盛り込まれている。 ・財務省では、中間答申を受けて、必要な制度改正が可能な限り早期に実現するよう、次期通常国会への提出を目指し、国有財産法等の改正案の作成作業を鋭意進めている。		z11039	財務省	庁舎等の行政財産における余剰スペースへの貸付制度の導入等【新規】	5144	5144095			(社)日本経済団体連合会	95	A	庁舎等の行政財産における余剰スペースへの貸付制度の導入等【新規】	庁舎等の余剰スペースについて、安定的・長期的な利用が可能な貸付制度を導入するとともに、特定の営利活動を主目的とする者についても利用を認めるべきである。	(要望理由) 現行制度の使用許可では、借地借家法の適用が排除されているため、利用者からみれば、安定的な利用の予見が困難であり、金融機関等からの資金調達に支障が生じるおそれがある。利用期間が制限されている。特定の営利活動を主目的とするものに対しては利用が認められないため、利用者が限定されるなどの問題点があり、国有財産の有効活用観点から早急な法改正等が必要である。(右欄へ続く)	国有財産法第18条 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合は取扱基準について(1958年1月7日大蔵省管財局長通達第1号)	この使用許可については、通達により特定の営利活動の利用に供することが主たる目的である場合は認められないほか、利用期間が原則1年以内に制限されており(公募には必要に応じて最長5年間の更新が認められている)、利用者にとって安定的・長期的な利用が困難な状況になっている。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
国家公務員共済組合法施行令第9条 国家公務員共済組合法施行規則第85条の2の3	国家公務員共済年金の年金資金は、国家公務員共済組合法施行令及び同施行規則に基づき、国家公務員共済組合連合会において、外部有識者からなる資産運用委員会の意見を踏まえ、独自に「運用の基本方針」を定め、基本方針に則って自主運用を行っています。運用対象につきましては、施行令第9条の3において規定されており、そのうち具体的な有価証券の範囲を施行規則第85条の2の3において規定してあります。連合会が行う自家運用のうち有価証券につきましては、年金資金が将来の年金給付の貴重な財源であることから、安全かつ効率的に行うこととされており、国債、地方債、政府保証債等の高格付債券を投資対象の中心としています。また、主に満期保有を前提とした債券の長期保有を行い、運用コストを出来る限り抑制することとしています。	C		連合会が自家運用を行う場合には、運用の基本方針において、安定性及び流動性を考慮するよう求められていることなどを踏まえ検討したところ、ご要望の「信託受益権型の債券流動化商品」につきましては、個々の商品特性が強くリスク分析等が困難であることや流動性に劣ることなどの理由から、今回、運用の対象に加えたとしても、連合会において自家運用の対象とするメリットが見込めず、活用されることも想定できないため、措置の分類は「(全国規模で対応不可)」としています。		z11040	総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和【新規】	5144	5144096			(社)日本経済団体連合会	96	A	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和【新規】	共済年金等の自家運用の投資対象として、信託受益権型の債券流動化商品(貸付債権)を容認すべきである。		年金資金の自家運用においては、既に社債型の債券流動化商品が認められていることから、投資家保護の確立を前提に信託受益権型の債券流動化商品についても投資対象として認めるべきである。信託受益権型は、従来の社債型に比べ、組成の手続きが簡便であることや、組成コストが安く、債券流動化マーケットの主流商品になりつつある。投資家層の拡大によって、債券流動化市場の活性化につながることを期待できる。	厚生年金法第136条の3、厚生年金基金令第39条の8 確定給付企業年金法第66条、同施行令第44条、同施行規則第76条 国家公務員共済組合法第35条の2、同施行令第9条の3、同施行規則第85条の2の3 地方公務員等共済組合法第25条、同施行令第16条 日本私立学校振興・共済事業団法第39条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	年金資金(国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済、厚生年金基金、確定給付企業年金等)の運用については、委託・自家運用ともに、投資対象資産が限定列挙されている。このうち委託運用では、信託受益権型の債券流動化商品(貸付債権)が投資対象資産として認められているものの、自家運用では認められていない。
国家公務員法第82条・第100条、所得税法第243条等	公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においてもより重い守秘義務が規定されている。	C	-	当庁において保有する情報については、公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においても守秘義務が規定されており、日本人・外国人の別にかかわらず当庁から情報提供を行うことは困難である。また、住民基本台帳制度下において日本人の国税情報は提供しあらず、なぜ外国人だけ国税情報を提供し各省庁の情報を集約したデータ管理を行う必要があるのかという対外的な説明も困難と考える。仮に、税務職員が職務上知り得た納税者等の秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者は安心して税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を来すことにもなりかねないことから、各税法においても守秘義務を特に定めているものであり、国税当局の立場をご理解いただきたい。(注)日本国内において経済活動を行い、税務署に申告・納付を行っている外国人については、在留資格認定証明書交付申請等を行う際、当該外国人が税務署から納税証明書を取得し、公的機関に提出することで対応している。		z11041	警察庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	5057	5057004			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する、国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなど)が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現在、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税・社会保険、教育などに関する情報を「外国人共用データベース」に登録し、法令に定める必要性の生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めるシステムの導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求める。その際、データ保護に万全を尽くし、国民・外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調していきたい。		外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理制度の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保険、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	外国人登録法第3条、第4条第1項 住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条	